

# 「食料・農業・農村基本法」の見直しに対する意見について

2023年5月29日  
公益社団法人 日本農業法人協会

ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業交渉の決着や米の大凶作を契機に、6年にも及ぶ国民的議論を経て、食料の安定供給を主眼とした「食料・農業・農村基本法（以下「現行法」という。）」が1999年に制定された。

この現行法の柱は、農業の有する「食料の安定供給機能」と「多面的機能」の重要性に鑑み、「農業の持続的な発展」に向け、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立させ、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした経営ができるようすることである。

現行法制定からおよそ四半世紀が経過し、法人をはじめとする効率的かつ安定的な農業経営が、そのシェアを拡大し、「国の礎」といえる国民への食料の安定供給機能の中心的な役割を担うようになってきている。

のことから、当協会は次期通常国会等において現行法の見直しをするにあたっては、ロシアのウクライナ侵攻後の状況も踏まえ、下記の事項を申し入れる。

## 記

1. 「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立させ、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした経営ができるようすること」という現行法の政策方針を踏まえるとともに、「地域計画」の策定にあたり、これらの農業経営が主体的かつ積極的に関与できるよう協議の場に位置付けること。
2. 効率的かつ安定的な農業経営の発展にとって最も重要なのは、農地バンクの活用による農地利用の集積・集約化及び農地の区画拡大であり、それが効率的かつ安定的な農業経営のニーズを十分に踏まえて進むように、各種制度等のあり方を徹底して見直すとともに、地域ごとの取組みの格差をなくし全国平準化を図ること。
3. 食料の安定供給を確保するためには、消費者の行動も重要であり、「消費者の役割」（第12条）に「将来にわたる食料の安定供給を考慮して消費行動を行うよう努めること」を追加すること。
4. 農業生産の拡大・発展及び食料の安定供給を確保するには、国産農産物の輸出の拡大が極めて重要であり、「輸出拡大」を「現行法の基本理念（食料の安定供給の確保）」（第2条）に位置付けるとともに、「農業団体や食品事業者の努力義務」（第9条及び第10条）に「輸出拡大」を追加すること。
5. 農業資材対策（第33条）に関し、農業資材費の低減に資する施策だけでなく、「農業資材の安定供給の確保に資する施策」を講じるよう、現行法に加えること。
6. 農業経営安定対策（第30条第2項）に関し、農産物価格の著しい変動が及ぼす影響を緩和する施策だけでなく、「農業資材価格の変動が及ぼす影響を緩和する施策」を講じるよう、現行法に加えるとともに、配合飼料価格安定制度の仕組みを抜本的に見直すなど、早急に措置を講じること。
7. 農産物の価格形成（第30条第1項）に関し、需給事情及び品質評価を適切に反映するだけでなく、「生産コスト」も適切に反映されるよう、現行法に加えること。そのためにも、農業生産者・流通業者・消費者が農業の生産現場の状況を共有し、農産物の販売価格の改定を理解してもらえる場を創設すること。

以上